

# 新商品の開発を 支援します！！

最大  
100万円

本事業は、橋本市の地場産品や特産品のブランド化、「はしもとブランド」の認知度向上などを図ることにより、市の産業のさらなる活性化と発展を目的としています。

## 申請期間

令和7年

4月8日（火）～

5月8日（木）

必  
着

\*5月下旬頃に予定している、  
審査会でのプレゼンテーションが必要です。

## 補助率・補助上限額

補助率 2/3

補助上限額 100万円

## 補助対象事業

- 市内の農林水産物等の地域資源を活用し、自社製品として新商品の開発を行う事業
- 新しい技術や技法を利用した自社の新商品を開発する事業
- 既存の技術及び技法を利用した従来品より優れた自社の新商品を開発する事業

## 補助対象者

- 中小企業者 または 農林水産業者

法人：市内に登録された本店または支店を有する  
個人：市内に住所及び主たる事業所を有する

\*その他の要件は募集要項をご確認ください。

橋本市 産業振興課 産業支援係

TEL:0736 - 33 - 1247 MAIL:sangyo@city.hashimoto.lg.jp

受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日は除く）



▲市 HP(新商品)



## 補助対象経費

|                                                                                  |                                                                                                                                                                                      |                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <b>① 研究・開発費</b><br>試作にともなう原材料、デザイン、製造・加工するために支払われる経費、機械装置費など                     | <b>② 委託費</b><br>自ら実行することが困難な業務の一部を第三者に委託するための費用                                                                                                                                      | <b>③ 借料</b><br>事業の遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料        |
| <b>④ 旅費</b><br>事業の遂行に必要な情報収集や各種調査を行うための旅費(単なる視察やセミナー研修などは除く)                     | <b>⑤ 専門家謝金</b><br>事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等への謝金(上限額あり)                                                                                                                           | <b>⑥ 専門家旅費</b><br>事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費 |
| <b>⑦ 広報費</b><br>補助事業のためのパンフレット・ポスター・チラシ等の新規作成、広報媒体等を活用するための経費(通常の営業活動で活用する経費は除く) | <b>*補助対象となる経費は、次の条件をすべて満たすものとなります。</b><br>1. 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費<br>2. 交付決定日以降の契約又は発注により発生した経費<br>3. 証拠書類等によって金額、支払い、内訳等が確認できる経費<br>4. 補助対象期間中に実施したことに要し、期間中に支払いまで終了する経費 |                                                    |

## 新事業促進支援補助金 の活用もご検討ください

- 新事業促進支援補助金とは  
和歌山県の補助金である、「わかやま中小企業元気ファンド」と「わかやま地場産業ブランド力強化支援事業」について、令和4年度から令和7年度までの間に交付決定を受けた事業に対し、補助対象経費の自己負担額の1/3(上限 30 万円)を市から上乗せ補助をして支援する事業です。
- 補助対象事業  
(1)わかやま中小企業元気ファンド  
(2)わかやま地場産業ブランド力強化支援事業  
上記(1)(2)の交付決定を受けた事業を補助対象事業とします。  
\*いずれも令和4年度から令和7年度までの間に交付決定を受けた事業に限ります。
- 補助対象事業者  
中小企業者 または 農林水産業者      法人:市内に登録された本店または支店を有する  
個人:市内に住所及び主たる事業所を有する
- 補助率・補助上限額  
補助率:補助対象経費の自己負担額に対し、1/3(上限 30 万円)
- 上記(1)(2)の交付決定を受けた事業者は、採択された時点で必ず市(産業振興課)へご相談ください。

必ず「募集要項」をご確認ください！！



▲新事業促進



「未来へもっと 橋もっと」